

進めています 避難行動要支援者の 支援体制づくり



問い合わせ 介護高齢課高齢者支援室 ☎ 53 - 2111 (内線 3420)
または各支所地域振興課地域福祉室

記事ID 0061832



**避難行動
要支援者**

災害時の
避難支援など

避難支援等
関係者への
名簿提供の同意

避難支援等関係者
自治会・自主防災会・
民生委員など

村上市



避難行動要支援
者名簿の提供
(同意者のみ)



災害が発生した時や発生のおそれがあるときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの人は、災害時の避難情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要となります。

市では、災害時に避難支援などを必要とする人を把握するため「避難行動要支援者名簿」を作り、避難支援等関係者（各町内や集落、自主防災会、民生委員など）と情報を共有し、地域の支え合い、助け合いによる災害時の避難支援のしくみづくりを推進しています。

事前の情報提供が重要です！

災害時の地域による避難支援のしくみづくりを進めるためには、事前に避難支援等関係者に「避難行動要支援者名簿」を提供しておくことが重要になります。

**名簿の提供について
同意確認をします！**

市では、「避難行動要支援者名簿」の対象となる人に対し、避難支援等関係者へ事前に名簿の提供を行うことについて同意確認を行います。

対象となる人には、10月中旬頃に「避難行動要支援者名簿外部提供等同意書」を送付しますので、同意の有無などを記入し、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。

※昨年度、「同意する」と回答いただいている人には送付しません

個人情報の取り扱いについて

個人情報については、市および避難支援等関係者内において、適正に管理し、名簿は避難支援に関する目的以外には使用しません。また、名簿の提供時に、避難支援等関係者に対して個人情報の取り扱いについて十分に説明します。